

# 光格天皇の「寛政新造内裏還幸行列絵図」 (モラロジー研究所・皇室関係資料文庫蔵)

## 所 功

### 〔解説〕

当研究所の道德科学研究センターでは、三年程前から「皇室関係資料文庫」の構築を目指し、昨年「廣池千九郎博士生誕百五十年記念事業」の一環として、本格的な準備に入った。ただ、この文庫は、モノとしての資料よりも、さまざまな所にある皇室（歴史・制度・文化など）関係の情報を収集・整理して、学界・論壇や一般の方々利用しやすい形で提供することに重点を置く。そのため、この正月からWEB上に「ミカド文庫」(www/mikado-bunko.jp)を開設した。

とはいえ、モノとしての資料も入手できれば、勿論ありがたいと考え、当センターの乏しい予算の範囲内で可能なものがあれば購入したい。そう思っていたところ、奇しくも昨秋京都の

古書店から届いた目録に、手頃な値段の絵図が載っていたので、直ちに確保した。

その内容を検討した結果、今のところ他に写本の所在が知られていない貴重な絵図と考えられる（表紙裏に「九曜文庫」の印があり、早稲田大学名誉教授中野幸一氏の旧蔵品とみられる）。そこで、とり急ぎ、調査の概要を報告させて頂こう。

### 「寛永行幸絵巻」（仮題）ではない

古書店の目録には、「寛永行幸絵巻」（仮題）江戸末期写：折帖一帖」とあり、カラーで「出車」（牛車）と公家・隨身・白丁らによる行列の部分写真が掲載されている。

その論拠は示されていないが、「寛永」（一六二四～四四）といえ、後水尾天皇の在位後半（六年間）から明正女帝の在位

(十四年間)を経て後光明天皇の即位早々(一年余)を含む(徳川将軍は三代家光)時期である。

しかし、宮内省編『天皇皇族実録』の寛永年間部分を通覧しても、御在位中の行幸は、有名な寛永三年九月六日、後水尾天皇が將軍家光の招きにより二条城へ行幸(十日還幸)された例と、寛永二十年十月三日、明正女帝に讓位して新造の大宮御所へ行幸された例などであるが、ともに供奉者名など、全く符合しないから、この絵巻は「寛永行幸」を描いたものではない。

では、いつのものかといえば、答は簡単、供奉者の官位名などから、寛政二年(一七九〇)、しかも十一月二十二日、聖護院の仮御所から新造の内裏へ還幸された時の行列絵巻とみてよいことが、『光格天皇実録』の当該条(刊本六三八〜六五五頁)により確認できる(ただ、今のところ、作成年代も絵師も未詳)。

#### 本格的な寛政内裏が出来るまで

周知のごとく、現存している京都御所は、幕末の嘉永七年(安政元年(一八五四)四月六日の火災(女院御所より出火)により焼失した「寛政内裏」を忠実に復原して、翌安政二年十一月二十三日、孝明天皇の還幸を仰いで以来、百六十年余になる。その竣工より五十五年前に完成したのが「寛政内裏」にほかならない。

この寛政内裏は、天明八年(一七八八)正月晦日、四条の町

中から出火して二十万戸近い家々を焼き尽くした大火災により灰燼に帰した「宝永内裏」を、平安朝風に大改造されたものである。それには、幕府老中の物奉行松平定信と『大内裏図考証』を著した裏松固禪らの功績が大きい。

そのうち、特に紫宸殿は、平安朝の古制を模して一廻り大きくなり、南方の承明門や東西の日華門・月華門などを復元し廻廊で囲んだ。また清涼殿も、殿上の位置を古制に復し、同殿や常御殿などの襖絵に京都の大和絵画家を採用している。

なお、光格天皇の中宮(後桃園天皇の皇女)欣子内親王の「中宮御殿」は、寛政六年(一七九四)に、また常御殿の御三間や御学問所は同十二年に造建されている(以上、藤岡通夫氏『京都御所』新訂版(昭和六十二年、中央公論美術出版)参照)。

#### 寛政二年の新造内裏への還幸記録

それまで聖護院を仮御所とされていた光格天皇が、こうして完成した新造内裏に還幸されたのは、寛政二年(一七九〇)十一月二十二日である。その状況は、『御湯殿上日記』『禁裏執次詰所日記』にも記録されているが、より詳しくは柳原均光(紀光の弟(当時19))の『日次記』に次のような記事がみえる。

原漢文を書き下した。( ) は原割注。( ) は私注。  
 〈 〉内の数字は年齢。／は行詰め。適宜改行の上、印や番号を冠し、後掲の絵図と対応人物に関連符号を注記した。

- ・陰晴不定、時々雨下る。今日(十一月二十二日)、主上(光格天皇(20))土御門内裏へ還幸したまふの日なり。本府に供奉すべきなり。(中略)
- ・奉行の職事(藏人)、陣に出て召し仰せ事を仰す。その詞に曰はく、「今日辰刻(午前八時)新造内裏に還幸あるべし。諸司を召し仰す」と。……
- ・春日小路を東へ行き、鳥居大路を南へ行き、三条大路を西へ行き、万里小路を北へ行き、美福門代(内裏の西)をへて建礼・承明等の門より入御したまふ(中略)。
- ・辰一點(午前七時半)、聖護院仮御所の南殿代(尋常の清涼殿代なり)に出御したまふ。関白(鷹司輔平(52))御裾に候す。内侍、劍璽を執りて前後に候す。
- ・宸儀(天皇)暫く御帳の西門に立たしめたまふ。近衛、陣を引く。陰陽頭泰榮朝臣(土御門泰榮(33))参上して反閉を奉仕す。宸儀、足御帳の前に立たしめたまふ。内侍、劍璽を捧じて御帳の左右に候す。昶定朝臣(清閑寺昶定(29))簀子より仰せて云はく「マカリワタレ」と……。
- ・次に左右近次将、前庭に渡り中門に到る。之より先、鳳輦を中門に昇き立つ。次に公卿、南殿に列立す(北上東面)。左大将〔治孝(二条治孝(37))〕、右大将〔信道(久我信道(47))〕等、南階の東西に立つ〔将監已下、陣に列す〕。
- ・次に闈司奏す。次に少納言為徳朝臣(菅原為徳(18))鈴奏。

次に左右の近衛将監〔供園・武敬〕大刀、契の櫃を昇き下す。次に中務少丞章従、版位を撤す。

次に御輿を南階に寄す。左右近次将、御輿東豎に授く。……更に参進して神璽を執り輦中に安じて輦戸を閉づ。(中略)

之より先、左右京職已下、前行す。公卿、列を離れて前行す〔下臈を先にす〕。御輿出御したまふ。左大将、中門の外に於て御綱を仰す。御輿、御門を出づるの時、予(柳原均光)平伏し了んぬ。

・行粧(行列)

(0) 出車〔車副二人前行す。牛童、右に在り。雨皮持、左に在り。牛飼二人二行〕。侍衛府源正通〔右に在り。藤原有則〔左に在り。各雑色二人〕〕。

(1) 京職／左亮経康副臣 (2) 右権亮礼親

〔各々舍人一人を召し具す。各々左に在り。童一人・雑色二人・笠〕

(3) 神祇官／大副〔(大中臣)寛仲卿、馬副四人を召し具す。二人、前に在り。舍人二人、前に在り。雑色四人・笠〕

四人・笠〕

(4) 彈正台／少忠源祐敬〔舍人一人、雑色四人・笠〕

(5) 兵部省／権大輔在寛宿祢〔舍人一人、雑色四人・笠〕

(6) 民部省／少輔泰古〔同上〕

(7) 治部省／少輔家仲朝臣〔同上〕

- (8) 式部省／少輔則敏〔童一人、已外同上〕
- (9) 官史／左大史敬義宿祢〔舍人一人、雑色四人〕
- (10) 隼人司／正俊正〔舍人一人、雑色四人・笠〕
- (11) 左衛門府／大尉藤原葆光〔舍人一人、調度掛一人、雑色二人・笠〕 (12) 権佐胤定〔看督長二人前行す。舍人一人、小舍人童一人、隨身二人、火長一人、雑色二人〕
- (13) 左兵衛府／大尉宗弟〔舍人一人、調度掛一人、雑色二人・笠〕 (14) 権佐広長朝臣〔舍人一人、童一人、隨身二人、雑色四人・笠〕
- (15) 陰陽寮／頭〔土御門〕泰榮朝臣〔33〕〔舍人一人、童一人、隨身二人、齊即二人、雑色六人・笠〕
- (16) 中務省／少丞章從〔副舍人一人、舍人一人右に在り。居飼一人、童一人中行、左に在り。雑色四人、省掌代二人、左右二行・笠〕
- (17) 内舍人 從賢〔舍人一人、雑色四人〕
- (18) 馬寮／左助康遠朝臣 (19) 右助景満朝臣  
各々舍人一人、隨身二人、童一人、雑色二人・笠、威儀御馬二疋、各々近衛二人、馬部二人
- (20) 内記局／少庸昌〔舍人一人、童一人、雑色四人・笠〕
- (21) 鈴釜 (22) 近衛代橋久連
- (23) 少納言 為徳朝臣〔舍人二人、小舍人童一人、小雑色一人、雑色四人・笠〕
- (24) 大刀契 (25) 近衛代紀宗名 四人・笠
- (26) 主鈴珍之朝臣〔舍人一人、雑色一人〕
- (27) 左大弁宰相〔俊親〔34〕、馬副四人、二人前に在り。舍人二人、前方に在り。居飼一人中行、雑色七人〕
- (28) 右宰相中將〔公萬、〔34〕馬副四人、二人前に在り。舍人二人、隨身四人、雑色四人・笠〕
- (29) 高倉宰相〔永範〔38〕〕〔馬副四人、二人前に在り。舍人二人、居飼一人中行、雑色六人〕
- (30) 新宰相〔隆師〔35〕、馬副四人、二人前行す。舍人二人、居飼一人中行、雑色六人・笠〕
- (31) 宰相中將〔有庸〔39〕、馬副四人、二人前に在り。舍人二人、居飼一人相並ぶ、隨身四人、雑色四人〕
- (32) 三位宰相中將〔有政〔48〕、馬副四人、二人前に在り。舍人二人、居飼一人、右に在り。隨身四人、雑色二人・笠〕
- (33) 葉室上卿〔頼熙〔41〕〕〔馬副六人、舍人二人、居飼一人、雑色六人・笠〕
- (34) 三条西中納言〔延季〔41〕〕〔馬副六人、舍人一人、副舍人一人、居飼一人、左に在り。小雑色六人・笠〕
- (35) 冷泉中納言〔為章〔39〕〕〔馬副六人、舍人二人、居飼一人、雑色四人・笠〕

- (36) 左衛門督〔忠平〔35〕、馬副六人、舍人二人、居飼一人、隨身四人、看督長四人、火長四人、雑色二人・笠〕
- (37) 権中納言〔資矩〔35〕、舍人二人、馬副六人、居飼一人、雑色二人〕
- (38) 醍醐大納言〔輝久〔31〕〕〔馬副八人、舍人二人、居飼一人、雑色四人・笠〕
- (39) 花山院大納言〔愛徳〔36〕〕〔馬副八人、舍人二人、居飼一人、雑色四人・笠〕
- (40) 権大納言〔実起〔35〕、馬副八人、副舍人二人、舍人長、居飼等一人、雑色八人・笠〕
- (41) 左大臣〔一条輝良35〕〔居飼二人、舍人四人、右番長代身人部清揚 (43) 左番長身人部清重 (各部等二人を召し具す)。馬副十人、舍人長一人、居飼一人、隨身六人、雑色八人・笠〕 左近府
- .....
- (44) 左／近衛代下毛野武里、府生源吉文、将曹秦常斐、将監供圀〔各雑色二人、舍人一人〕
- (45) 少将実兄朝臣〔舍人一人、隨身二人、小舍人童二人、如木雑色二人、雑色四人・笠〕
- (46) 左大将〔治孝〔37〕、居飼、舍人、番長代隨身五人、舍人二人、馬副八人・笠〕
- (47) 少将公則朝臣〔17〕〔舍人一人、隨身二人、小舍人一人、雑色六人・笠〕
- (48) 中将公寿朝臣〔32〕〔副舍人、舍人、隨身四人、小舍人童一人、雑色四人・笠〕
- (49) 右／近衛代秦武維、府生身人部清起、身人部長清、将監武敬〔各々舍人一人、雑色二人〕
- (50) 少将実綱朝臣〔32〕〔舍人一人、隨身二人、小舍人童一人、雑色四人・笠〕
- (51) 右大将〔信通〔47〕〕〔居飼、舍人、移馬、隨身五人の中心、舍人二人前に在り。舍人一人、居飼等と并行、馬副八人・笠〕
- (52) 少公翰朝臣〔36〕〔舍人一人、小舍人童、隨身二人、雑色二人〕
- (53) 中将公敬朝臣〔23〕〔舍人一人、小舍人童、隨身四人、雑色六人・笠〕
- (54) 御綱駕丁十二人、六人前に在り六人後に在り輿長七人、之に従ふ〔左四人、右三人〕
- (55) 鳳輦〔駕丁五十四人〕、執翳主殿部代二人、左藤原照時、右源正峯
- (56) 左中将実光朝臣〔14〕〔副舍人、左に在り。舍人一人、隨身四人、小舍人童、如木雑色等一人〕
- (57) 左少将成貞朝臣〔舍人一人、小舍人童二人、隨身二人、

- 雑色二人・笠)
- (58) 右中将宗章朝臣〔並びに実光行く。舍人一人、副舍人一人、隨身四人、小舍人童、如木雑色四人、雑色二人・笠〕
- (59) 右少将盛季朝臣〔並びに成貞行く。舍人一人、雑色二人、小舍人童一人、雑色四人・笠〕
- (60) 職事／良顕朝臣〔26〕〔舍人一人、左に在り。舍人童一人、雑色六人〕
- (61) 頼寿〔14〕〔舍人、左に在り。小舍人童一人、雑色六人・笠〕
- (62) 源常方〔舍人、右に在り。雑色四人・笠〕
- (63) 侍臣／資董〔19〕〔舍人、左に在り。舍人童二人、雑色六人・笠〕
- (64) 主殿寮 助職登〔居飼、右に在り。舍人童人、右に在り、雑色四人〕
- (65) 掃部寮 頭師武〔舍人、左に在り。童一人、雑色四人〕
- (66) 右兵衛府 権佐從言朝臣〔舍人、左に在り。小舍人童一人、隨身二人、雑色五人・笠〕
- (67) 大尉源喜勝〔舍人、左に在り。雑色二人・笠〕
- (68) 大舍人寮 頭貞楨朝臣〔舍人、左に在り。雑色四人・笠〕
- (69) 図書寮 頭義清〔同上〕
- (70) 内蔵寮 権頭孝廉朝臣〔舍人、右に在り。已下同上〕
- (71) 内匠寮 頭義謙〔舍人、左に在り。已下同上〕
- (72) 大蔵省 少輔宜由〔同上〕
- (73) 宮内省 権大輔愛敬〔小舍人童一人、已下同上〕
- (74) 典藥寮 頭丹波頼望〔舍人、右に在り。雑色四人・笠〕
- (75) 内膳司 奉膳高椿清章〔舍人、左に在り。雑色四人、仕丁二人・笠〕
- (76) 主水司 佑信益〔舍人、左に在り。雑色二人・笠〕
- (77) 大膳職 亮雅胤〔舍人、左に在り。雑色四人・笠〕
- (78) 大炊寮 頭通和宿祢〔同上〕
- (79) 造酒司 佑大江盛隆〔舍人、左に在り。雑色二人〕
- (80) 木工寮 権頭元敷〔舍人、左に在り。雑色四人・笠〕
- (81) 兵庫寮 頭俊寿朝臣〔同上〕
- (82) 雅楽寮 頭儀重朝臣〔同上〕
- (83) 右衛門府／権佐予〔柳原均光〔19〕〕〔舍人、左に在り。小舍人童一人、隨身二人、看督長一人、火長二人、雑色六人・笠〕
- (84) 大尉忠弘〔舍人、右に在り。調度掛一人、看督長二人、火長二人、鉾持・笠〕
- ・次第進行し、儀重朝臣〔雅楽頭〕進発し了んぬ。予〔均光〕陣を離れて進祭し、東門の外に於て馬に乗り、供奉して新内裏に向かふ。
- ・路次、仰せ詞の如し。午斜〔正午頃〕御輿、建礼門に到る。

之の頃、御輿を留む。神祇大副〔大中臣〕寛仲、先づ御輿の前に進みて一拝し、退き入りて大麻を進り、御簾の下より之を進り、了りて退き入る。

・雅楽頭儀重朝臣、別に楽人を率ゐて幄に到り、立楽を奏す〔慶雲楽〕。黄牛二頭、建礼門の外に率ゐ立ち、東西相向かひ、左右近衛番長・馬寮各一人、之を率ゆ。之より先に権弁胤定、黄牛を検知すと云々。

・之より先、水童女、椽を取りて西に在り。火童女、脂燭を取りて東に在り。／水童は広橋前大納言の女光子、火童は勸修寺大納言の女冬子〔十一才〕なり。件の冬子は予の従弟なり。美貌、諸人驚目す。顔色桃花の如し。

・予〔均光〕則ち建礼門の外にて下馬す。左大臣〔一条輝良〕已外の人、皆此の如し。六住に於ては美福門代の外に於て下馬す。(中略)

・予、御輿の後方を経て右衛門陣に到り陣を引けり〔陣を立つるに揖無し〕。之の頃、陣を離れて水童女の辺々に傍り立つ。御輿、承明門より入御したまふ。

・水火の童、前行して東西に分かる。水童、承明門の西扉より入りて南階の西に立つ。行事弁・予、之を扶持し、女官一人、官史生春昌等、之に副ふ。火童、同時に同門の東扉より入りて階の東に立つ。行事史、左大史敬義宿祢、之を扶持し、女官一人、官方史生紀知呂等、之に相副ふ。陰陽頭泰榮

朝臣、咒衛を散供して前行す。黄牛、相分れて南庭に牽き立つ〔北に向きて之を引き並ぶ〕。

・次に公卿左大臣已下、承明門より入り南庭に列立す〔北上西面〕。行事上卿勸修寺大納言〔経逸〕列に加へらる〔中右記の天永の例〕。祭主三位〔大中臣〕寛忠、旧例に依りて同じく公卿の列に加へらる。此の事、兼日家君〔柳原紀光〕御問答、即ち例有るの由を仰せらる。斯に注す〔中略〕。

・御輿を南階に輦す。左右大将、承明門の中扉より入り参進して南階の下に復す。此の間、水火の童、蹲居す。予、敬義宿祢等、平伏し。公卿各々平伏す。近衛の将、各々御輿の左右に副ひて階を昇る。(大宮) 盛季朝臣〔右少将〕錯りて階の三級より落ち、諸人、袖を覆ひて咲ふ。

・二位宰相中将〔千種有政〕、南階の左方より昇りて参進し、輦の戸を開きて御剣を執り内侍に授く。宸儀〔光格天皇〕下御したまふ。関白〔鷹司輔平〕御裾に候す。蔵人頭、御草鞋を献ず。大将已下、蹕を称す〔其の詞短し〕。

・宸儀、御帳〔高御座に相当〕を立て定めしめたまふ。二位宰相中将、更に進みて神璽を執り内侍に授け、輦の戸を閉づ。次に駕丁、御輿を撤す。

・此の間、水火の童女、列を離れて西行し西階に留まる〔水童北、火童東。予、敬義宿祢等、之に副ふ〕。大将・上達部等、退きて公卿の列に加はる。水火の童女、西階を昇り。五位蔵

- 人相替りて之を扶持す〔水童には頼寿、火童には胤定〕。水童は胤定の妹なり。仍りて相替りて之を扶持すと云々。(中略)
- ・宸儀(天皇)、清涼殿に渡御したまふ〔豫め筵道を供す〕。内侍、劍璽を執りて前後に候す。水火の童女前行す。劍の内侍の扶持は二位宰相中将、璽の内侍の扶持は右中将公敬朝臣、御裾は関白、御挿鞋は昶定朝臣。額間より入御したまふ。
  - ・火童女、夜御殿に入り、先づ燈樓の火を消し、更に之を燃し付く〔先づ巽、次に乾、次に艮、次に坤〕。水童女、同じく夜御殿に入り椽を燈樓の下に置く。次に昼御座に着きて白地あからさまに入御したまふ。
  - ・此の後、藏人左佐胤定、倭・垂纓を撤す。予も之に同じ。此の事、兼日家君(紀光)仰せられて云はく「五菜を供する已後に之を撤すべきの由、例有り」と。然るに勧修寺大納言曰はく「兩廷尉相達す。如何なる儀有るべし。胤定に同ずれば無期なるべし」と。仍りて止むを得ず、心外なれど之に同じ了んぬ。(中略)
  - ・内侍所渡御供奉の輩、聖護院旧内裏の内侍所仮殿に向かふ〔丑終剋斗(午前三時近く)〕。賢所、美福門代に入れしめたまふの由、注進の間、御座を南廊の壁下に儲く。掃部寮、御畳一枚を敷く。下敷き筵有り〔御布単無し〕。太宋御屏風二帖を立て、西に口を開く。
  - ・之の頃、藏人弁胤定〔内侍所供奉の職事〕帰り参り、台皿案所

の簾下に於て、賢所、左衛門陣外に到りたまふの由を直奏す。其の詞に云はく「賢所、左衛門陣ニワタリ御ス」と。奏し了りて左将公寿朝臣に仰せて云はく「カシコ所、温明殿ニ入奉レ」と。宸儀(天皇)東庭に下御したまふ。東面より南階下御。筵道布単、例の如し。

- ・頭弁昶定朝臣、御裾に候し、良顕朝臣、御挿鞋を奉じ、公敬朝臣、御劍を執り、殿上の侍臣〔從言朝臣・広長朝臣・資董・国長〕脂燭に候す。予は御屏風に走りて着御の御座を開く。之より先、予御笏を奉ず。之の頃、胤定、御屏風の外来り。賢所入御の儀畢れる由を奏す。其の詞に云はく「賢所、温明殿ニ渡リマシマス」と。御拜の儀有りて入御したまふ。予、御屏風を閉づ。時に寅刻(午前四時)に及ぶてへり。

◎内侍所渡御の路次行粧

- (イ) 左近衛府〔近衛代下毛野武里、府生源吉文、将曹秦常斐、将監供圍(各々雑色二人を召し具す)〕。
  - 少将公則朝臣(隨身二人、童一人、雑色二人)
  - 笠、実忠朝臣(隨身二人、童一人、如木雑色二人、雑色四人・笠)
- (ロ) 右近衛府(相並志)〔近衛代秦武維、府生身人部清起、将曹身人部長清、将監武敏(各々雑色二人を召し具す)〕。
  - 少将公翰朝臣(童一人、隨身二人、雑色二人)
  - 実綱朝臣(隨身一人、童一人、雑色四人・笠)

(八) 御辛櫃／右中将宗章朝臣〔隨身四人、童一人、如木雑色

四人、雑色二人・笠〕

公敬朝臣〔童一人、隨身四人、雑色六人・笠〕

左中将実光朝臣〔隨身四人、童二人、如木雑色一人、雑色二人・笠〕

公寿朝臣〔隨身四人、童一人、如木雑色二人、雑

色四人・笠〕

(二) 御辛櫃／職事 胤定〔看監長二人、別に在り。童一人、

隨身二人、火長二人、雑色二人〕 (下略)

以上、途中と末尾を省略しても長文に亘る記事を引載した。これによって、光格天皇(20)が三年前から仮御所としておられた聖護院を出て新造の内裏へ還幸された実情、とりわけ大規模な行列(行粧)の次第と、内侍所(神器の御鏡)の還御された次第などを知ることができる。

#### 寛政新造内裏への還幸行列絵図

しかも、この寛政新造内裏へ還幸された時の行列絵図と認められる写本(折帖)が、前述の経緯により入手できた。その全容(縦43cm・巾228cm、四十四折)は、後掲の写真(全面彩色。本誌ではモノクロ。当センターのWEB「ミカド文庫」にはカラー掲載予定)を御覧いただきたい。

ただ、行列の人物近くに注記されている官名・人名は、字が小さくて判読し難いので、それを左に列記し(①)～(57)、また前掲の行列記事との対応関係を、番号(0)～(84)のうち(43)までにより、列記と図注の下( )内に示そう。

①中井藤三郎正紀(青・乗馬)

※周囲の従者十人／同心(四人)・従士(四人)

②井上美濃守利慕(赤・乗馬)

※槍持・馬副二人／侍(四人) 傘持・箱持(四人)・従士

(三人)

③渡辺久蔵頼統(緑・乗馬)

※馬副一人／侍(五人)・槍持・傘持・箱持(二人)

④掃除役町人(左右各五人)

⑤下雑色八人(左右各四人)

⑥上雑色四人(左右各二人)

※他に侍等十二人(左右各六人)

⑦三口御門番四人(左右各二人)

⑧出車(牛車)(0)

※前駆二人・牛添前六人(左右各三人)・車添後十人(左右各五人)。以下、左右注記せず)

⑨小林左衛門大尉藤原有則(青・乗馬)

⑩水谷右兵衛少志橘正道(青・乗馬)

※⑨・⑩従者各三人

- ⑪ 御付組同心六人 / ⑪ 同与力式人  
※従者十人
- ⑫ 六口御門番六人
- ⑬ 立入左京亮経康朝臣(黒・乗馬)(1)
- ⑭ 石川右京亮礼親(黄・乗馬)(2)  
※⑬・⑭ 従者八人
- ⑮ 藤波神祇大副(黒・乗馬)(3)  
※前駆二人・馬副三人・従者八人・傘持一人
- ⑯ 小川弾正少忠源祐敬(青・乗馬)(4)  
※馬副一人・従者四人・傘持一人
- ⑰ 石井兵部権大輔在覚宿祢(黒・乗馬)(5)  
※馬副一人・従者四人・傘持一人
- ⑱ 民部少輔泰古(赤・乗馬)(6)  
※馬副一人・従者四人・傘持一人
- ⑲ 小林治部少輔家仲朝臣(黒・乗馬)(7)  
※馬副一人・従者四人・傘持一人
- ⑳ 入江式部少輔則敏(赤・乗馬)(8)  
※馬副一人・小舎人一人・従者四人・傘持一人
- ㉑ 壬生左大史敬茂宿祢(黒・乗馬)(9)  
※馬副一人・従者四人・傘持一人
- ㉒ 北小路隼人正俊正(赤・乗馬)(10)  
※馬副一人・従者四人・傘持一人
- ㉓ 松波左衛門大尉藤原葆光(青・乗馬)(11)  
※馬副一人・従者五人・傘持一人
- ㉔ 広橋左衛門権佐胤定(黄・乗馬)(12)  
※前弓持二人・馬副一人・小舎人一人・後弓持四人・従者二人・傘持一人
- ㉕ 山形左兵衛大尉宗身(赤・乗馬)(13)  
※馬副一人・従者三人・傘持一人
- ㉖ 堤左兵衛佐広長朝臣(黒・乗馬)(14)  
※馬副一人・後弓持二人・小舎人一人・従者四人・傘持一人
- ㉗ 土御門陰陽頭泰榮朝臣(黒・乗馬)(15)  
※馬副一人・後弓持二人・小舎人一人・従者八人・傘持一人
- ㉘ 辻中務少丞章従(赤・乗馬)(16)  
※馬副一人・小舎人一人・従者二人・傘持一人
- ㉙ 内海内舎人從賢(赤・乗馬)(17)  
※馬副一人・従者四人・傘持一人
- ㉚ 高津左馬助康造朝臣(黒・乗馬)(18)
- ㉛ 前波右馬助景滿朝臣(黒・乗馬)(19)  
※⑩・⑪ 各小舎人一人・従者四人・傘持一人
- ㉜ 威儀御馬(飾馬) / ㉝ 威儀御馬(飾馬)  
※⑩・⑪ 馬副各二人
- ㉞ 山口少内記康昌(黄・乗馬)(20)  
※馬副一人・小舎人一人・従者四人・傘持一人

- ③⑤ **鈴鎚** (21)  
 ※担夫二人(前後)・従者六人
- ③⑥ 櫛田右近将監橋久連(22)
- ③⑦ 五條少納言為徳朝臣(黒・乗馬)(23)  
 ※馬副二人・小舎人一人・従者四人・傘持一人
- ③⑧ **太刀契** (24)  
 ※担夫二人(前後)・従者六人
- ③⑨ 鈴木右近将曹紀宗名(25)
- ④⑩ 渡辺主鈴珍之朝臣(黒・乗馬)(26)  
 ※馬副一人・従者二人
- ④⑪ 坊城左大弁宰相(黒・乗馬)(27)  
 ※前駆二人・馬副四人・従者八人・傘持一人
- ④⑫ 四辻右宰相中将(黒・乗馬)(28)  
 ※前駆二人・馬副二人・従者十人・傘持一人
- ④⑬ 高倉宰相(黒・乗馬)(29)  
 ※前駆二人・馬副二人・従者八人
- ④⑭ 四条新宰相(黒・乗馬)(30)  
 ※前駆二人・馬副二人・従者十人・傘持一人
- ④⑮ 六条宰相中将(黒・乗馬)(31)  
 ※前駆二人・馬副二人・従者十人
- ④⑯ 千種三位宰相中将(黒・乗馬)(32)  
 ※前駆二人・馬副二人・従者八人・傘持一人
- ④⑰ 葉室中納言(黒・乗馬)(33)  
 ※前駆二人・馬副二人・従者十人・傘持一人
- ④⑱ 三条西中納言(黒・乗馬)(34)  
 ※前駆二人・馬副二人・従者十人・傘持一人
- ④⑲ 冷泉中納言(黒・乗馬)(35)  
 ※前駆二人・馬副二人・従者六人・傘持一人
- ④⑳ 中山左衛門督(黒・乗馬)(36)  
 ※前駆二人・馬副二人・従者十八人・沓台持一人・傘持一人
- ⑤① 日野権大納言(黒・乗馬)(37)  
 ※前駆二人・馬副二人・従者八人・傘持一人
- ⑤② 醍醐大納言(黒・乗馬)(38)  
 ※前駆二人・馬副二人・従者十人・沓台持一人・傘持一人
- ⑤③ 花山院大納言(黒・乗馬)(39)  
 ※前駆二人・馬副二人・従者十二人・傘持一人
- ⑤④ 転法輪権大納言(黒・乗馬)(40)  
 ※前駆二人・馬副二人・従者十八人・傘持一人
- ⑤⑤ 水口身人部清重(青・乗馬)(43)
- ⑤⑥ 水口身人部清揚(青・乗馬)(42)  
 ※⑤⑤・⑤⑥馬副各二人・従者各二人
- ⑤⑦ 一条左大臣(黒・乗馬)(41)  
 ※前駆二人・馬副二人・従者二十六人・傘持一人

## 注目される「鈴鎰」と「大刀契」

このように当絵図は、寛政二年（一七九〇）十一月二十二日、光格天皇が仮御所の聖護院から新造の内裏へ還幸された際の行列を描いたものであること、ただ当日の柳原均光による『日次記』と照合してみると、(0) 出車（図注⑧）から(41) 左大臣（図注⑤7）までの部分で途切れ、それに続く(44) 左近衛代から(84) 右衛門権佐までの部分を欠いていることがわかる。おそらく現在分が前半であり、同じ位の後半部があった（どこかにある）と思われる。

それにしても、前半部の行列で特に注目されるのは、(21) 「鈴鎰」（図注③5）と(24) 「大刀契」（図注③8）である。『日次案』の冒記記事にも、仮御所を出発する朝、少納言菅原為徳が「鈴奏」を行い、左右の近衛将監が「大刀契の櫃を昇ぎ下す」とみえる。これは何であろうか。

実は、この「鈴鎰」と「大刀契」の櫃が、別の絵巻にも描かれている。それは同じ光格天皇が文化十四年（一八一七）三月二十二日、皇儲の仁孝天皇へ讓位するにあたり、内裏を出て仙洞御所の「桜町殿へ行幸」された折の詳細な記録『禁裏執次詰所日記』（宮内省編『光格天皇実録』所引）と、その行列を克明に描いた『桜町殿行幸図』二卷（国立公文書館所蔵、WEBに全容カラー写真掲載）である（この行幸図二巻と同じく宮廷絵師原在明によって描かれた「行幸図」および中宮欣子内親王

の「行啓図」などが、前田育徳会尊経閣文庫に現存する）。その行列中にも、「出車」と「鳳輦」の間に「鈴鎰櫃」と「大刀契櫃」が描かれている。

この鈴鎰と大刀契は、三種の神器（鏡・劍・玉）に準ずる貴重な宝物として、平生「賢所」（内侍所）に納められていた。そのことは、順徳天皇の『禁秘御抄』「賢所」条に「辛櫃二合、又五合は大刀・契・鈴・印等」とみえる。この前者二合は「宝劍」と「神璽」（勾玉）であり、後者の五合は、伴信友が「大刀契考」（全集第二卷所収）で「大刀・契・鈴・印の四種、各々一種ずつ辛櫃に納て四合、また其の四合の辛櫃の鎰を辛櫃一合に納め、都て五合の辛櫃なるべし」と解している。

このうちの「大刀」は二柄ある。一つは「天皇護身の御物」とされる「日月護身劍」で、もう一つは「大將軍出征の時、授けたまふべき節刀の表物」とされた「三公闘戦劍」であるが、それとは別に「大刀数柄を儲け置かれ、事ある時に臨みて、其の中より取り出て賜ふべき料」で「節刀とも」称された。

ついで「其の節刀を授け賜ふ時、契・鈴・印も共に賜ふ例」であったが、「其の四種を非常の重器として、尋常は神鏡の坐す温明殿（内侍所）に納め置」かれていた。その「契」は「節刀の契」であり「七十四枚……皆魚形（金銀装）」だったこと、また「鈴」は律令時代以来の「馱鈴」であり、「印」は「節刀に具へて授けたまふべき設の印」と信友は説明している。

ただ、洞院公賢の『園太暦』文和四年(一二三五)十二月三日条に「大刀契は、累代の秘宝、一朝の靈器なり。而るに元弘・建武の騒乱に遭ひ紛失に及ぶ」とあり、また応永十五年(一四〇八)の『北山行幸記』にも「大とけいの御からひつなど申す物も、近頃は其の形もみえぬ」と記されている。

しかし、一条兼良が文明十二年(一四八〇)ころ著わした『桃華藥葉』には「大刀契並びに節刀、建武度に紛失す。之を新造せらる」とみえる。

また『古事類苑』帝王部「神器」(刊本一四六頁)所引『御抄龍珠』に「(広橋)長忠卿云はく、野宮定俊(一七〇二)五七)云はく、密々口伝、今内侍所の辛櫃は二合、一合は神鏡、一は大刀契なり。而して神鏡の辛櫃は軽く、大刀契の辛櫃は軽しと云へり(但し是れ白川家の伝に同じ)」と記されている。従って、江戸時代中期に至っても「大刀契の辛櫃」などがあつた可能性は少くない。

その上、この寛政二年(一七九〇)の新造内裏への還幸記録と行列絵図にも、また文化十四年(一八一七)の御讓位行幸記録と行列絵巻にも「鈴鑑」と「大刀契」の櫃が書かれている。

それゆえ、これらの辛櫃は、光格天皇朝にも伝存していた可能性は少なくないと考えられ(中味の実否は不明)、だからこそ移徒・行幸の際に持ち運びされものと見られる。

(平成二十九年正月十五日稿・二月十日訂)

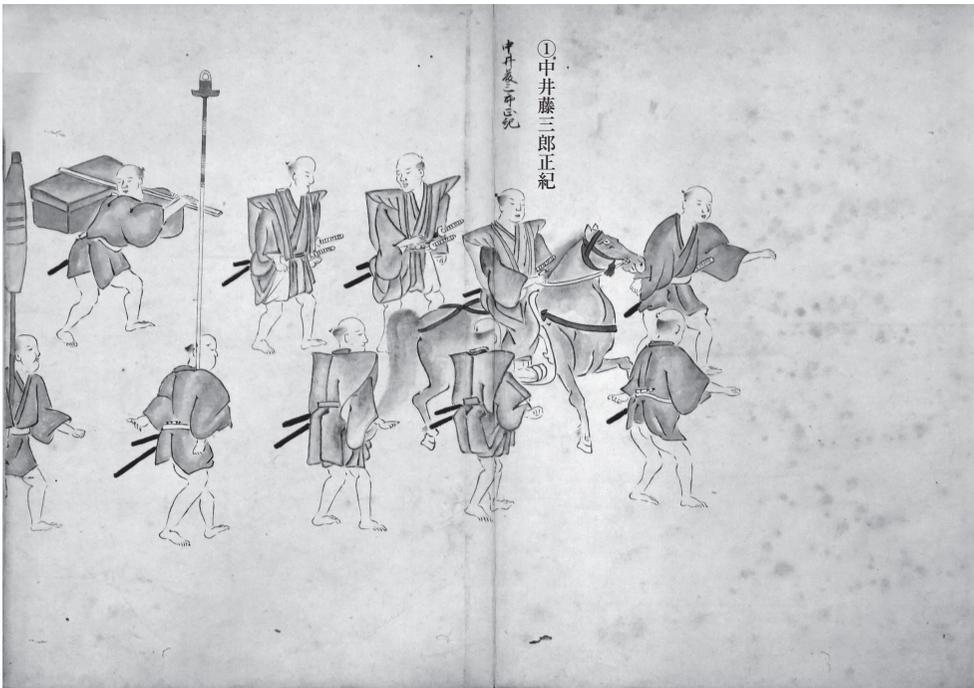
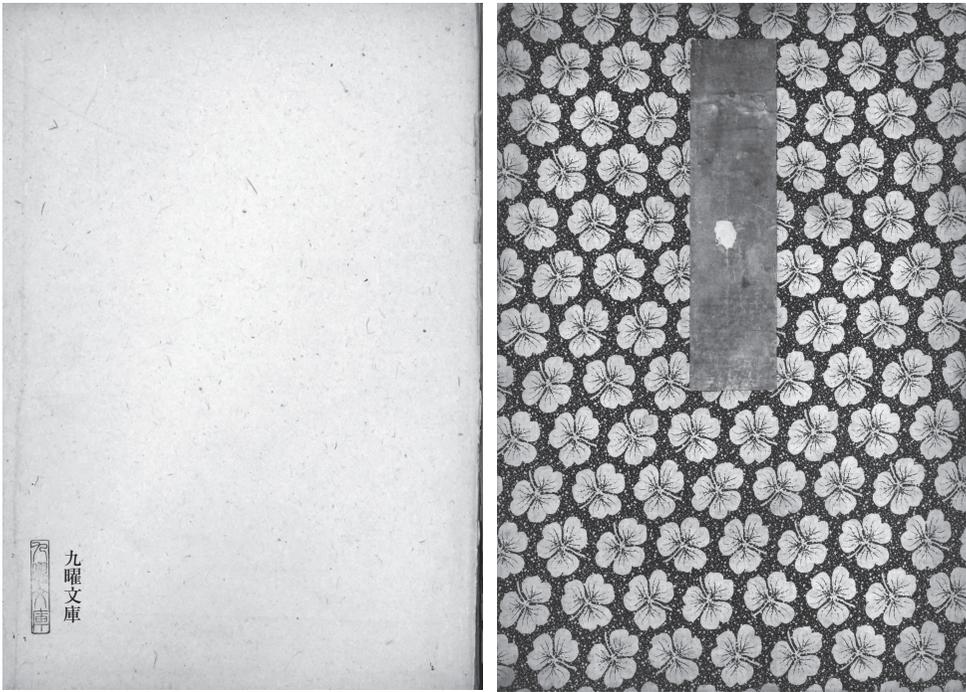
〈追記〉本稿の再校時(四月十日)、野村玄氏から「近世における天皇の地位と正統性―大刀契・劍璽・通過儀礼及び皇統の扱い―」(『大阪大学文学研究科紀要』五十七号、本年三月)の抜刷を受贈した。同氏によれば、行幸の行列中に「鈴鑑櫃」と「大刀契櫃」を帯同するようになったのは、光格天皇による朝儀復興の一環と推考されている。確認はないが、その可能性は高いと思われる。(四月十五日記)

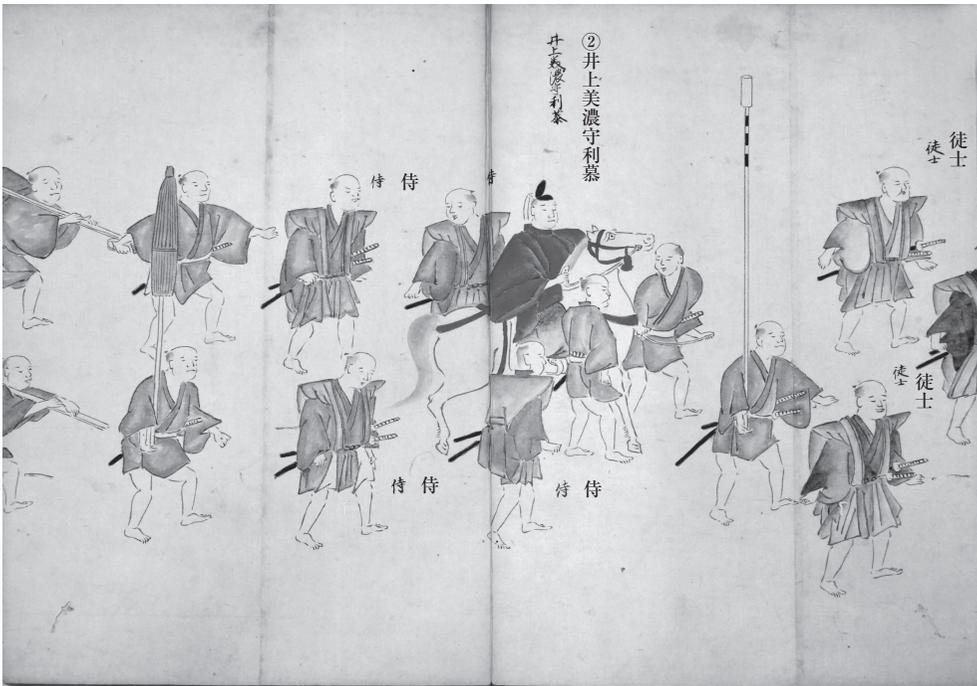
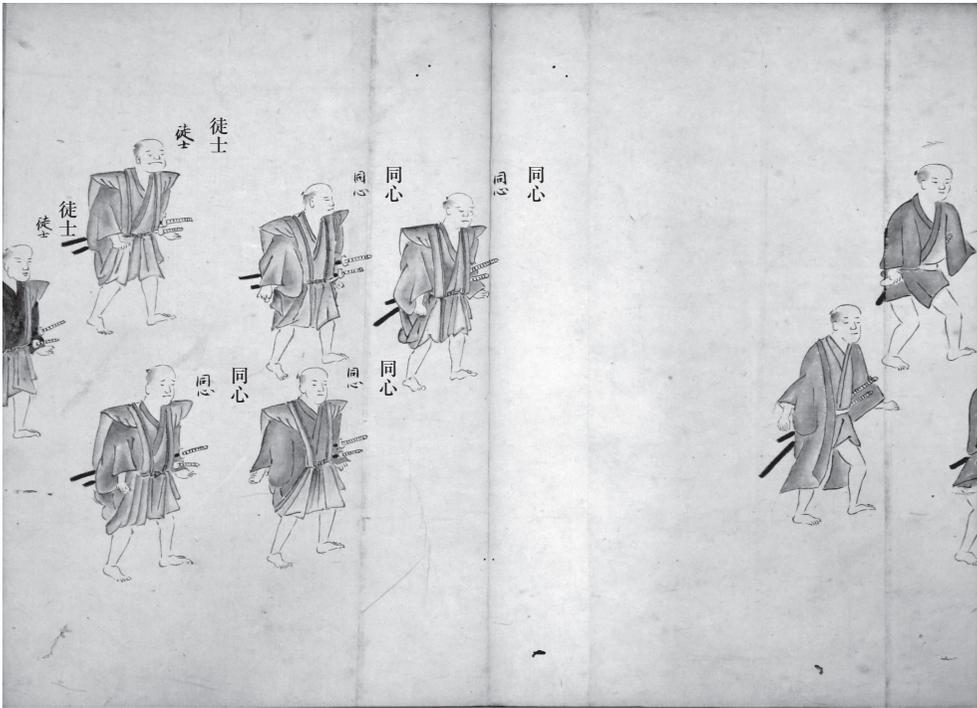
#### 付、後桜町上皇の還幸記録と絵巻

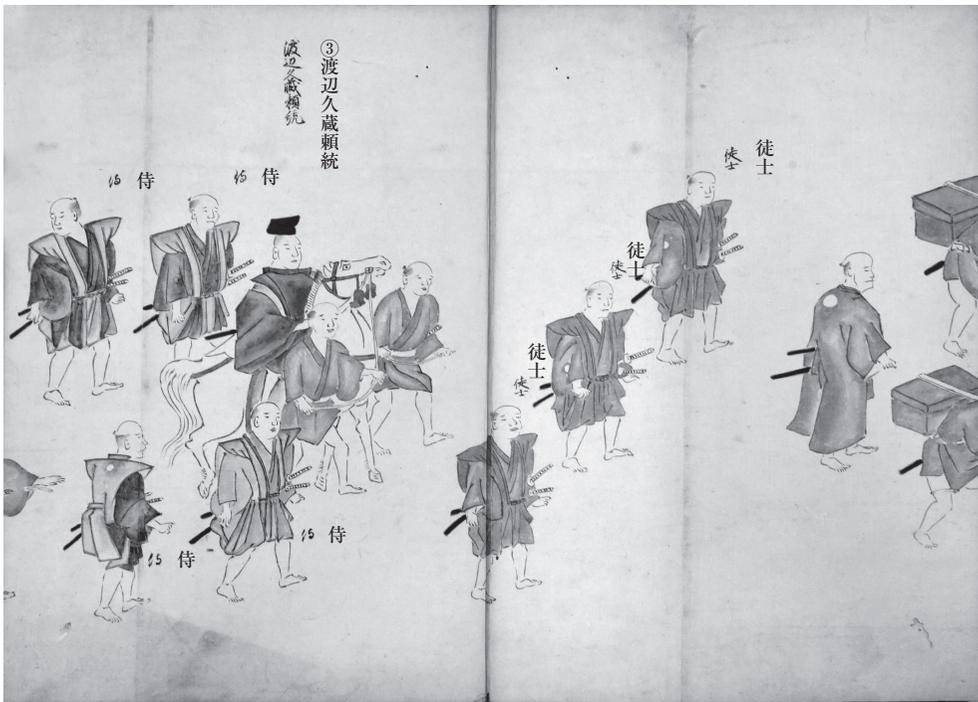
この光格天皇が新造の成つた内裏へ還幸されてから四日後の同年(一七九〇)十一月二十六日、後桜町上皇(女帝・51歳)も、粟田(青蓮院)の仮御所から新造の仙洞御所へ還幸しておられる。その記録は、宮内省編『後桜町天皇実録』所引の『院中評定日次案』に詳しい。また、その行列を克明に描いた『後桜町上皇仙洞御所還幸行列絵図』が宮内庁書陵部に所蔵され、しかも全容のカラー写真がWEB上に公開されている。

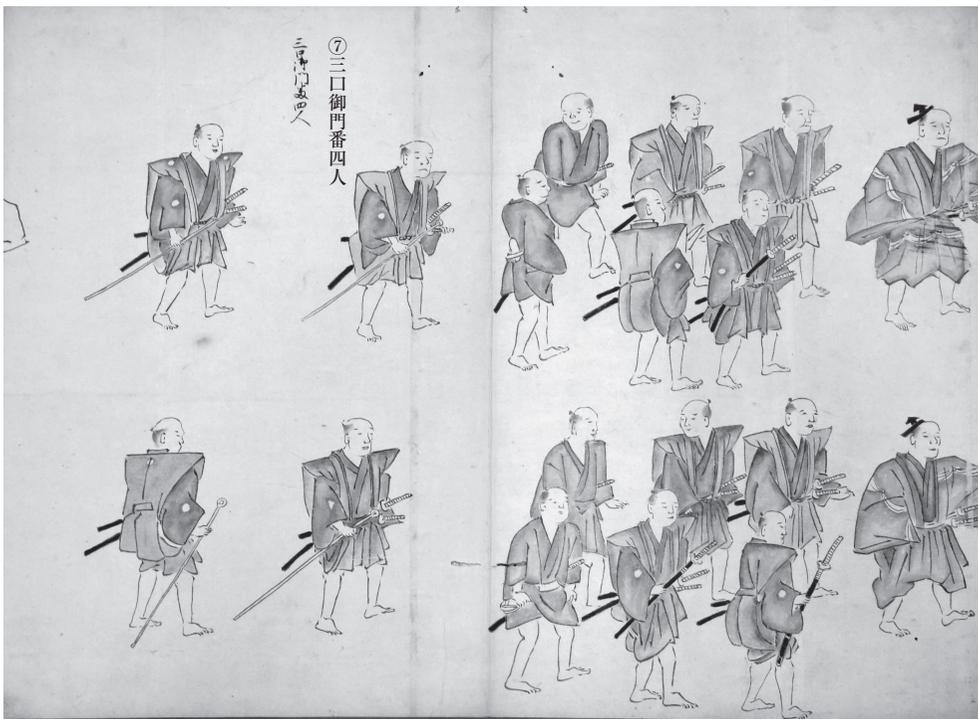
その「路頭列」は、「出車」―蔵人(二列騎馬)―殿上人(二列八人騎馬)―公卿(一列七人騎馬)……「御車」……後騎・御後官人(騎馬)―上下北面(各二人二列騎馬)―関白車という順になっている。上皇の還幸にて、当然のことながら、天皇行幸行列より小規模であり、宝器なども見あたらぬ。

(表紙)

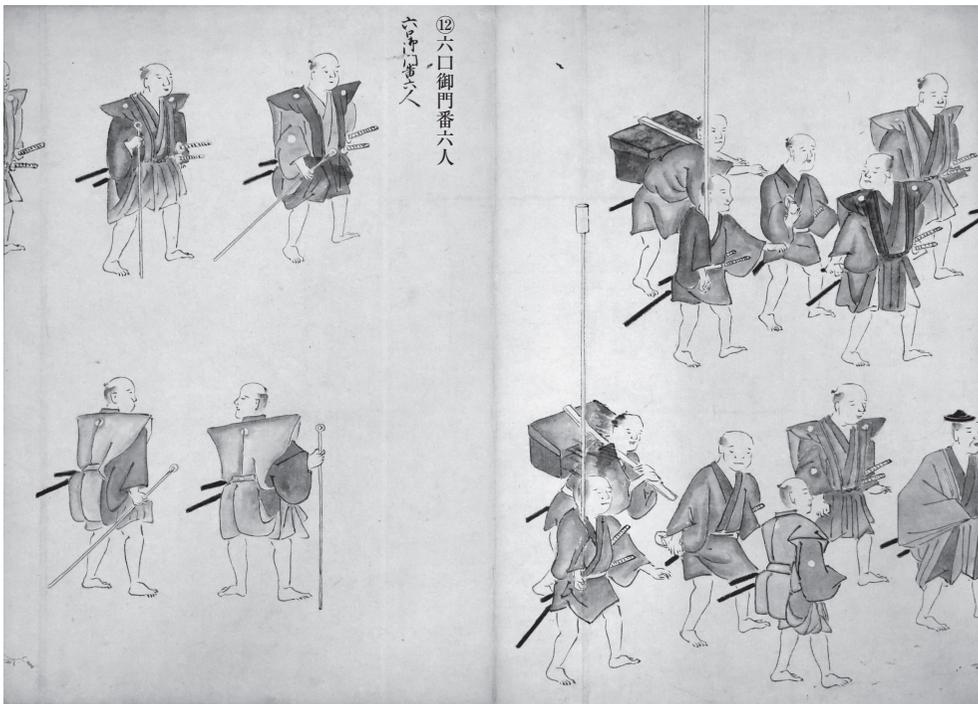
















⑬石井兵部権大輔在覚宿祢 (5)  
石井兵部權大輔在覚宿祢

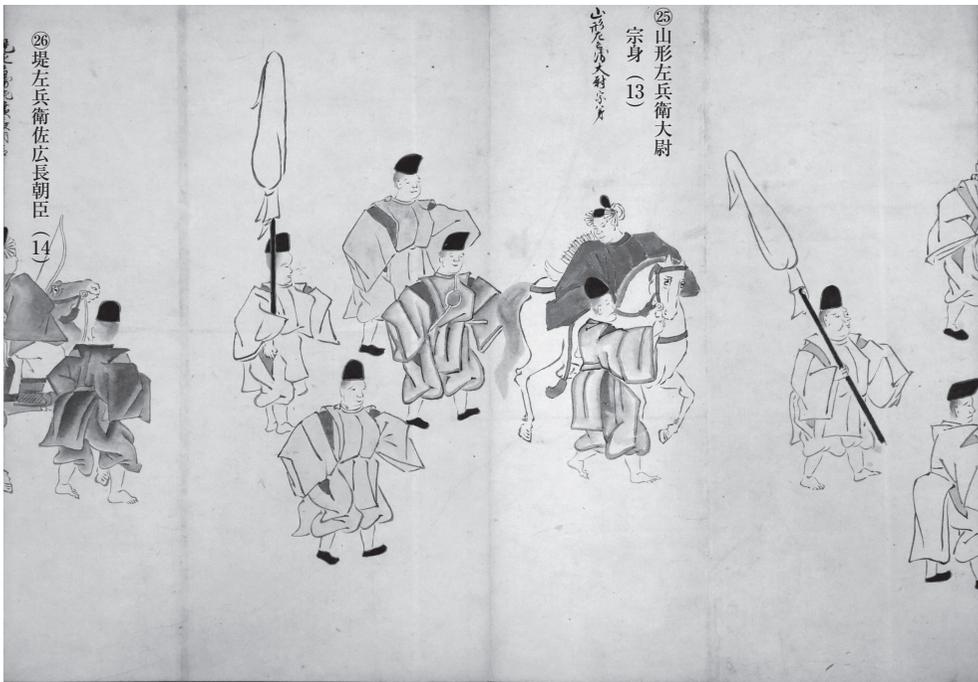
⑭小川彈正少忠源祐敬 (4)  
小川彈正少忠源祐敬



⑮民部少輔泰古 (6)  
民部少輔泰古











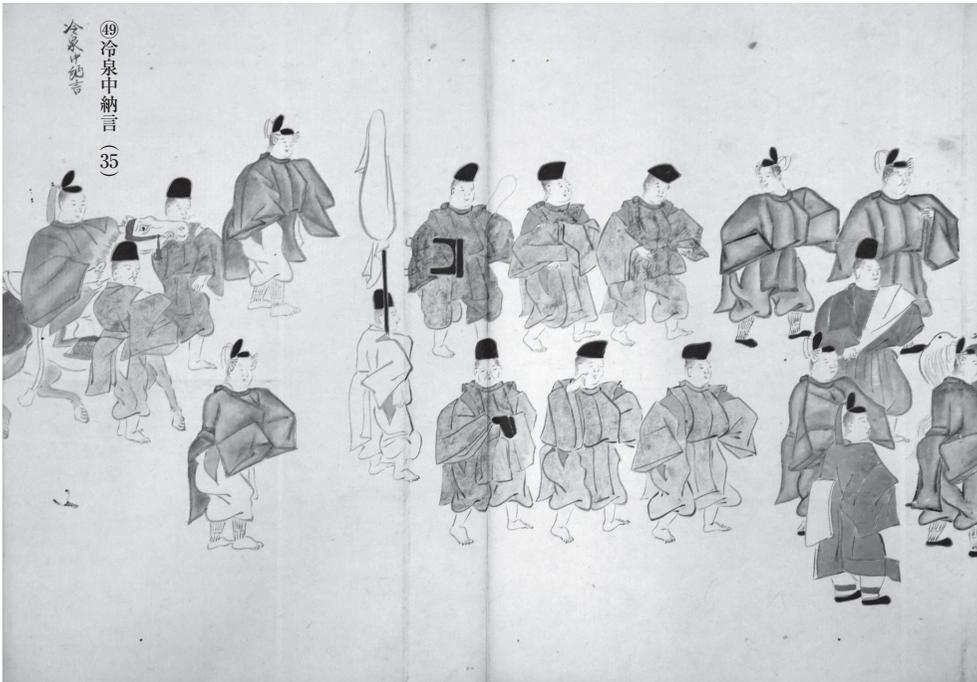


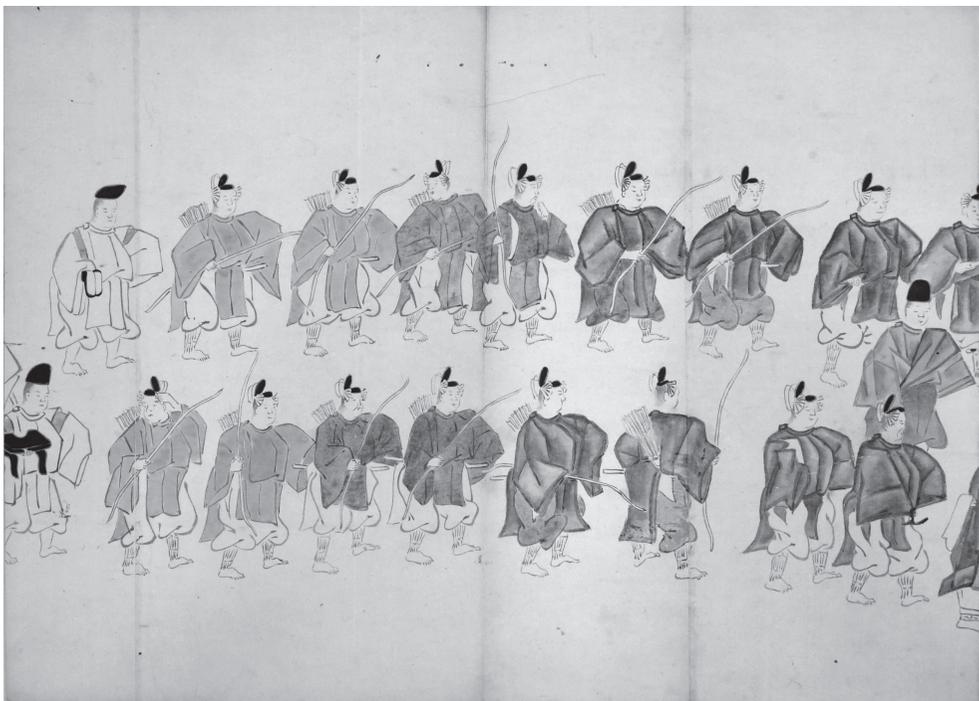


















⑤⑤ 水口身人部清重 (43)

